

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、継続かつ安定的な収益確保と更なる事業規模の拡大により企業価値を高めるとともに、社会から信頼を得られる透明性の高い健全な経営を実現することがコーポレート・ガバナンスの目的であると考えております。また、当社では、株主の皆様をはじめ、取引先、従業員等のステークホルダーに対する利益の最大化を常に意識した経営を心掛けており、その結果が、当社の社会的存在価値の向上に繋がるものと考えております。今後におきましても、コンプライアンス(法令遵守)の徹底ならびに経営監視・監督機能の強化を図るとともに、適時、適正かつ公平な情報開示に努め、透明性の高い健全な経営体制の確立に努めてまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則4-1 最高経営責任者(CEO)等の後継者計画(プランニング)についての適切な監督】

当社は、最高経営責任者等の後継者の育成については重要な経営課題と認識しておりますが、現在のところ後継者計画及び後継者の育成について十分な議論がなされているとは言えないため、後継者計画の策定について、取締役会において引き続き議論を重ねてまいります。

【補充原則4-10 特に重要な事項(指名・報酬など)の検討における独立社外取締役の適切な関与・助言】

当社は、現在2名の独立社外取締役を有しております。取締役会の過半数には達していませんが、専門的な知見と豊富な経験を活かし、取締役会における重要な審議・決議事項に対し、適宜意見を述べる等して、必要に応じた助言を行っていることから、現時点では独立した諮問委員会は設置していません。しかしながら、指名・報酬等の特に重要な事項に関する独立した諮問委員会の設置については、今後の検討課題と認識しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則に対する当社の取組み状況・方針につきましては、当社ホームページ(<https://www.proto-g.co.jp/IR/esg/governance.html>)に掲載しております。

【原則1-4. 政策保有株式】

当社の政策保有に関する方針及びその議決権行使についての基準は以下のとおりです。

・ 政策保有に関する方針

上場株式を保有しないことを原則とし、保有する場合は業務提携、取引の維持・強化等のビジネス上のメリットがある場合に限ること、更に定期的に取締役会において政策保有株式の合理性・必要性を検証することを基本方針としております。

また、定期的な見直しについては、取締役会で毎年、政策保有している上場株式について保有による便益やリスクが資本コスト(約8%)に見合っているか等の項目を精査、検証し、保有意義が不十分、あるいは資本政策に合致しない保有株式については縮減を進めてまいります。

・ 政策保有株式に係る議決権の行使についての基準

政策保有株式に係る議決権行使については、提案されている議案が、株主価値の毀損につながるものでないかを確認し、投資先企業の状況等を勘案した上で、賛否を判断し議決権を行使いたします。

【原則1-7. 関連当事者間の取引】

当社は、関連当事者間の取引に係る社内規程を設け、事前に取締役会にて取引の合理性と取引条件の妥当性について十分に検討し、取引の可否について審議・決議することとしております。

また、開示すべき重要な取引については、有価証券報告書等に取引内容を開示しております。

【原則2-6. 企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社は、企業年金の積立金の運用を行っていないため、財政状態への影響はありません。

【原則3-1. 情報開示の充実】

() 経営理念・経営戦略・中期経営計画を記載した決算説明会資料等を当社ホームページに掲載しております。

() コーポレートガバナンスに関する基本方針を当社ホームページ、コーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

() 役員報酬の決定方針ならびに報酬額の決定にあたっては、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において適宜審議したうえで、代表取締役が報酬の決定権限を再一任いたしております。代表取締役は当該事業年度における各役員の業績評価を行い、その結果を反映し、株主総会にて決議された報酬年額の範囲内にて個人別支給額を決定しております。また、監査役の個人別支給額については、監査役の協議を経て決定しております。なお、報酬額の決定に際しては、事業年度毎に業績や経営内容を考慮するとともに、社会情勢等も勘案することとして、一般的な常識水準を逸脱しない額にすることとしております。

() 取締役候補者については、当社の経営理念を十分に理解し、その役割・責務を果たすために十分な知識と経験を有すること、法令及び企業倫理の遵守に徹する見識を有することなどを総合的に判断し、選定及び指名することとしております。監査役候補者については、当社グループの健全な経営と社会的信用の維持向上に努めること、独立の立場から、中立的・客観的な視点で取締役の職務執行全般を監査し、経営の健全性確保に貢献できることなどを総合的に判断し、選定及び指名することとしております。加えて、社外取締役については、中立かつ公正な客観的見地から当社経営陣に対して経営監督機能を果たせるかということについても考慮しております。

また、役員の職務の執行に関する懈怠、不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実の疑義がある場合並びに健康上の理由から職務の継続が困難となった場合には、当該役員の解任について、取締役会で決定することとしております。

()取締役候補者・監査役候補者の指名理由については、株主総会招集通知にて開示しております。一方、執行役員個々の選任理由については開示していません。

【補充原則4-1 .取締役会の決議事項と委任の範囲】

当社は、毎月1回の定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しており、「取締役会規程」に定められた付議事項を審議・決議しております。取締役は、所管する業務の執行権限を持つとともに、他の取締役の行為や取締役会に上程される事項を監視・監督する役割を担っております。

【原則4-9 .独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

当社では、独自の判断基準は策定していませんが、会社法ならびに金融商品取引所の定める社外性及び独立性基準に則り、独立社外取締役を選定しており、またその資質においても問題はないものと判断しております。

【補充原則4-11 .取締役会全体としてのバランス、多様性、規模に関する考え方】

当社は、取締役及び監査役の数について、取締役は20名以内、監査役は5名以内と定款に定めております。また、取締役となる者の知識・経験・能力・多様性を重視し、取締役会全体のバランスや経営状況に応じて上限員数の範囲内で取締役会を構成しており、現状の員数は適切であると考えております。なお、現状の取締役については、原則4-11に記載のとおり取締役会が実効的にその役割・責務を果たすために、2名以上の非業務執行の社外取締役を選任することとしております。

【補充原則4-11 .取締役の兼任状況】

当社は、取締役・監査役の上場会社の役員兼任状況について、株主総会招集通知、有価証券報告書等を通じ、毎年開示を行っております。社外取締役2名については、当社グループ以外の他の上場会社の社外取締役または社外監査役を兼務しておりますが、業務執行取締役全員は当社グループ以外の他の上場会社の役員は兼任しておらず、当社取締役の業務に専念できる体制となっております。また、常勤監査役2名は他の上場会社の役員を兼任しておらず、当社監査役の業務に常時専念できる体制となっております。

【補充原則4-11 .取締役会の実効性評価結果の概要】

当社は、毎年3月に取締役、監査役及び執行役員に対し、「取締役会全体の実効性に係る自己評価アンケート」を実施しており、当該分析・評価の結果は取締役会に報告されており、評価結果については当社ホームページに開示しております。

【補充原則4-14 .取締役等に対するトレーニングの方針】

当社は、取締役、監査役及び執行役員に対し職責や業務上必要な知識の習得や適切な更新等のために、社外講習会への参加や東京証券取引所が提供する上場会社向けeラーニングの受講等を促すとともに、年1回当社独自の研修を行っております。

【原則5-1 .株主との建設的な対話に関する方針】

当社は、経営企画部門担当役員がIRを担当しており、経営企画室をIR担当部署としております。

株主や投資家に対しては、決算説明会を第2四半期決算及び期末決算の際に開催するとともに、IR支援会社等が企画する個人投資家向け説明会へ随時参加しております。

また、当社ホームページには、各種説明会資料、動画プレゼンテーション、ファクトシート及び株主通信等を掲載しており、これらの体制・取組みに関してはコーポレートガバナンス報告書にて開示しております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 20%以上30%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社夢現	13,614,480	33.89
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	2,823,900	7.03
JPLLC CLIENT SAFEKEEPING ACCOUNT (常任代理人 シティバンク、エヌ・エイ東京支店)	2,670,400	6.64
JP MORGAN CHASE BANK 385632 (常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	1,137,400	2.83
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	1,094,599	2.72
CLEARSTREAM BANKING S.A. (常任代理人 香港上海銀行東京支店 カストディ業務部)	1,024,400	2.55
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	930,000	2.31
横山博一	887,300	2.20
横山順弘	730,000	1.81
東京紙パルプ交易株式会社	620,000	1.54

支配株主(親会社を除く)の有無

親会社の有無

なし

補足説明 更新

- 1.大株主の状況は、2020年3月31日現在の状況であります。
- 2.上記のほか当社所有の自己株式1,763,392株があります。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	20名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
櫻井 由美子	公認会計士													
北山 恵理子	他の会社の出身者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、 「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
櫻井 由美子			公認会計士、税理士として、財務及び会計分野における豊富な経験と知見を有しており、客観的視点で独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。

北山 恵理子		株式会社日本チャンピオングループ及び株式会社グロープリングの代表取締役として、経営全般における豊富な経験と幅広い見識を有しており、客観的視点で独立性をもって経営の監視を遂行するに適任であると判断し、社外取締役に選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
--------	--	---

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし
----------------------------	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数 更新	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況につきましては、四半期ごとに年4回の定期的な報告会を開催し、監査体制、監査計画、監査実施状況等の報告、意見交換を行うとともに、必要に応じて適宜意見交換を行うことにより、情報の共有化を図っております。

また、当社では、業務効率及び収益の向上と会社財産の保全に寄与することなどを目的として、代表取締役社長直轄の内部監査室を設置しております。監査役と当該内部監査室との連携状況につきましては、月1回定期的に意見交換を行い、直近の状況等を確認することにより、情報の共有化を図っております。

なお、内部監査室は、期初に立案した監査計画に基づき、全国各支社・営業所・子会社を訪問し、主に社内諸規程と実務の照合、帳票の管理・整備状況を監査いたしております。監査により明らかになった指摘事項につきましては、改善の指示ならびにその後の改善結果のチェックを行い、業務改善に努めております。

また、監査役及び会計監査人と協力体制を維持しつつ監査を実施するとともに、監査結果につきましては、定期的に代表取締役社長に報告いたしております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数 更新	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている数 更新	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山田 信二	他の会社の出身者													
新井 淳	他の会社の出身者													
雑賀 仁志	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山田 信二			日邦産業株式会社において要職を歴任し、監査役としての豊富な経験と知見を有しており、社外監査役として経営監視を行っている実績があります。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
新井 淳		当社は、新井淳氏が2004年6月まで在籍していた株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)と借入れ等の金融関連取引を行っております。同氏が株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)を退職してから相当の期間が経過していることに加え、当該金融関連取引の規模及び性質に照らし、株主・投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。	株式会社東京三菱銀行(現 株式会社三菱UFJ銀行)や金融庁等において要職を歴任し、経営監視に係る豊富な経験と知見を有しており、社外監査役として経営監視を行っている実績があります。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。
雑賀 仁志			公認会計士、税理士として、財務及び会計分野における豊富な経験と知見を有しており、また、公正・客観的な立場から取締役の業務執行状況を監査し、経営の健全性及び透明性の向上に貢献する資質と見識を備えていると判断したことから、社外監査役として選任しております。また、東京証券取引所の定める独立役員要件を満たしているため、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、同氏を独立役員に指定しております。

【独立役員関係】

独立役員の数 更新 5名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 業績連動報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役(社外取締役を除く)に対する長期インセンティブとして、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明 更新

2020年3月期における取締役及び監査役の年間報酬総額につきましては、以下のとおりであります。

取締役 9名(社外取締役を除く) 282百万円

監査役 1名(社外監査役を除く) 2百万円

社外役員 6名 22百万円

(注)1. 2000年6月開催の定時株主総会の決議による取締役報酬年額は1,000百万円以内であり、1985年1月開催の臨時株主総会の決議による監査役報酬年額は30百万円以内であります。

2. 上記の報酬等の総額には、通常報酬のほか、取締役及び監査役に対し退任時に支給することが予定されている退職慰労金相当額のうち、当事業年度の職務執行に対応する部分の金額が含まれております。

3. 上記の報酬等の総額には、通常報酬のほか、譲渡制限付株式の付与による報酬額が含まれております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 **更新**

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額については、取締役及び監査役の報酬限度額を株主総会において決議しております。役員報酬の決定方針ならびに報酬額の決定にあたっては、社外取締役及び社外監査役が出席する取締役会において適宜審議したうえで、代表取締役に報酬の決定権限を再一任いたしております。代表取締役は当該事業年度における各役員の業績評価を行い、その結果を反映し、株主総会にて決議された報酬年額の範囲内にて個人別支給額を決定しております。また、監査役の個人別支給額については、監査役の協議を経て決定しております。なお、報酬額の決定に際しては、事業年度毎に業績や経営内容を考慮するとともに、社会情勢等も勘案することとして、一般的な常識水準を逸脱しない額にすることとしております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役が社内との連絡・調整を行う際、仲介役となる特定の部門は設置しておりませんが、各担当取締役または常勤監査役を通じて社内の各部門が社外取締役及び社外監査役の依頼を受け付けられる体制を整えております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) **更新**

1. 取締役会

会社の意思決定機関としての取締役会については、現在10名(うち社外取締役2名(女性))で構成されており、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、「取締役会規程」に定められた付議事項を審議・決議しております。取締役は所管する業務の執行権限を持つとともに、他の取締役の行為や取締役会に上程される事項を監視・監督する役割を担っております。

なお、当社の取締役は20名以内とする旨及び取締役としての責任をより一層明確にするため、取締役の任期は選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする旨を定款に定めております。

また、当社では、取締役の業務執行権を企業規模ならびに組織の拡大に応じて委譲することを目的とした執行役員制度を導入しております。当社が導入している執行役員制度では、特定の部門を所管している執行役員に取締役が有する業務執行権と同等の権限を与え、その担当職務の執行状況について、適宜、取締役会への報告を求めることとしております。

2. 監査役会

現在3名(社外監査役)の体制により、監査役会による経営監視・監督体制の強化を進めております。監査役会については、原則月1回開催し、監査役間での情報の共有化を図っております。監査役監査については、取締役会への出席、書類の閲覧、関係者へのヒアリング等を通じて、取締役の職務執行状況、会社の内部統制の整備運用状況等を監査しております。また、事業年度末におきましては、会計監査を担当する会計監査人の監査結果を踏まえ、事業報告、計算書類、附属明細書、その他株主総会提出議案を中心に監査を実施するとともに、監査報告書を代表取締役社長に提出しております。なお、当社の監査役は5名以内とする旨を定款に定めております。

3. 会計監査人

会計監査人は有限責任 あずさ監査法人を選任し、監査契約を締結しております。当社では、会計監査人に対し正しい経営情報を提供し、公正不偏な立場から監査が実施される環境を整備しております。なお、有限責任 あずさ監査法人は、2008年3月期から当社の会計監査人に就任しております。

会計監査の状況につきましては、以下のとおりであります。

- 業務を執行した公認会計士の氏名及び所属する監査法人名
指定有限責任社員 業務執行社員 岩田 国良氏(有限責任 あずさ監査法人)
指定有限責任社員 業務執行社員 村井 達久氏(有限責任 あずさ監査法人)

(2) 監査業務に係る補助者の構成

公認会計士 5名

その他 9名

(注)その他は、公認会計士試験合格者、システム監査担当者等であります。

4. 財務報告に係る内部統制の状況

当社では、内部監査室を設置し、内部統制の強化に努めております。また、金融商品取引法第24条の4の4に規定される「財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制の評価」を適正に行うことにより、同法の求める水準の維持に努めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 **更新**

当社では、監査役制度を導入しており、監査役会による経営監視・監督体制の強化を進めております。具体的には、取締役の職務執行における法令・定款の遵守状況を監視・監督することを目的として、監査役3名(社外監査役)を選任し、監査の独立性と充実を図っております。なお、監査役会については、原則月1回開催し、監査役間での情報の共有化を図っております。また、当社では、社外監査役3名を独立役員として指定し、経営監視・監督機能の客観性及び中立性を確保しております。

取締役会については、毎月1回の定時開催に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催し、「取締役会規程」に定められた付議事項を

審議・決議しております。なお、取締役は所管する業務の執行権限を持つとともに、他の取締役の行為や取締役会に上程される事項を監視・監督する役割を担っております。

当社では、社外取締役2名を独立役員として指定し、経営の監視を遂行するにあたり客観性及び独立性を確保しております。また、当社では、執行役員制度を導入しており、特定の部門を所管している執行役員に取締役が有する業務執行権と同等の権限を与え、その担当職務の執行状況について、適宜、取締役会への報告を求めることとしております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	当社は、株主が株主総会の議案について十分検討できるよう招集通知を株主総会開催日の3週間以上前に発送するものとし、更に発送日以前に当社ホームページや東京証券取引所のWebサイトにおいて開示しております。
電磁的方法による議決権の行使	パソコン、スマートフォン又は携帯電話から、当社が指定する株主名簿管理人の議決権行使サイトにて議決権を行使できる環境を整えております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	2016年6月開催の定時株主総会より、株式会社ICJが運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使の環境向上を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	英文招集通知(要約)を作成し、当社ホームページ及び東京証券取引所のWebサイトに掲載しております。
その他	第42期定時株主総会の概要につきましては、以下のとおりであります。 招集通知発送日 2020年6月4日 株主総会開催日 2020年6月26日 株主総会開催場所 キャッスルプラザ(名古屋市中村区名駅四丁目3番25号)

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社及びグループ企業に関する正確な情報を適時適切に開示し、企業価値に関する適正な評価を得ることを目的にIR基本方針を制定し公表しております。 URL https://www.proto-g.co.jp/IR/basic_plan.html	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	直近1年間における開催実績はありませんが、今後、IR支援会社等が企画する個人投資家向け会社説明会へ随時参加する方針であります。	なし
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、第2四半期決算・期末決算の際に行っております。	あり
IR資料のホームページ掲載	URL https://www.proto-g.co.jp/IR/library/index.html 各種説明会資料、決算短信、ファクトシート、株主総会招集通知・決議通知等	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR担当部署: 経営企画室	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社では、2006年7月20日に「プロトグループ企業行動憲章」を制定し、当該行動憲章に従い、事業活動を遂行しております。取締役、監査役、そして当社で働く全社員が、法令遵守にて企業行動を実践し、社会的使命の達成に努め、経営理念にある「社会に貢献すること」を目指し、企業価値の向上に努めております。 URL https://www.proto-g.co.jp/proto/charter.html
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社及びグループ企業に関する正確な情報を適時適切に開示し、企業価値に関する適正な評価を得ることを目的にIR基本方針を制定し、公表しております。 URL https://www.proto-g.co.jp/IR/basic_plan.html

その他

女性の活躍促進を含む社内の多様性の確保

当社は、女性の活躍を経営課題の一つとしており、社内の意識改革を含め、職場環境づくりに取り組んでいます。具体的な取組みとして、取締役選任に女性を選任すること(2020年6月現在で2名)、社内イントラネットにおける女性労働者の健康確保に関する相談窓口の設置、育児休業・産前産後休業の取得、子供が生まれる際の父親の休暇取得等を推進しています。

また、当社は、2016年2月に「女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画」を策定し、女性が活躍できる職場環境の整備、女性の採用拡大に向けたインターンシップの実施、女性専用採用窓口の設置等に向け、定量目標を定めています。

雇用環境の整備

1. 子育てを行う従業員のワークライフバランスの整備

当社では、妊娠中や出産後の女性労働者の健康の確保について、社内イントラネット上に相談窓口を設置するとともに、法改正に速やかに対応して、諸制度の周知徹底を行っております。また、育児休業、産前産後休業など次世代育成に関する諸制度についても、社内イントラネットを通じて、定期的に周知徹底を行っております。なお、当社では、子供が生まれる際の父親の休暇取得を推進しております。

2. 働き方の見直しと多様な労働条件の整備

当社では、1ヶ月の所定外労働時間を全社で10%削減することを目標に、各部署において、業務効率化に向けた行動計画の見直しを行っております。また、年次有給休暇取得率を向上させることを目標に、年次有給休暇の計画的付与制度により、取得率の向上に努めております。

次世代育成支援対策

ハローワーク(公共職業安定所)が紹介する対象労働者を短期間試行的に雇うトライアル雇用の継続・推進を通じて、労働者の職業訓練を推進しています。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり内部統制システムを整備しております。

1. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (ア)当社は、法令・定款の遵守を徹底するため、企業行動憲章を制定するとともに、コンプライアンス規程を制定し行動基準の徹底・推進を図っております。
- (イ)法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、内部通報制度規程を制定するとともに、内部通報相談窓口を設けております。
- (ウ)万一コンプライアンスに関連する事態が発生した場合には、その内容及び対処案が遅滞なくトップマネジメント、取締役会、監査役に報告される体制を構築しております。
- (エ)監査役は、当社の法令遵守体制及び内部通報システムの運用に問題があると認めるときは、意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができることとしております。
- (オ)各担当部署にて、内部統制システムの構築・維持・向上を推進するとともに、必要に応じて規則・ガイドラインの策定、研修の実施を行っております。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報・文書の取扱については、当社社内規程及びそれに関する各管理マニュアルに従い、適切に保存及び管理を行うものとしております。また、必要に応じて運用状況の検証、各規程等の見直し等を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (ア)当社は、業務執行に係るリスクとして、以下の1から15のリスクを認識するとともに、その把握と管理、個々のリスクに対する管理責任についての体制を整えております。
- 1 印刷用紙の市況変動について
 - 2 特定外注先・仕入先への依存について
 - 3 コンテンツに対する法的規制について
 - 4 中古車の売買に対する法的規制について
 - 5 人材紹介・人材派遣事業に対する法的規制について
 - 6 福祉用具等の貸与・販売事業に対する法的規制について
 - 7 システムセキュリティ及びシステム・ネットワークダウンによるリスクについて
 - 8 個人情報の保護について
 - 9 コンテンツの内容に対する企業責任について
 - 10 中古車輸出事業におけるリスクについて
 - 11 M&Aに係るリスクについて
 - 12 子会社の業績について
 - 13 技術革新への対応に係るリスクについて
 - 14 人材の獲得及び育成に係るリスクについて
 - 15 海外事業に係るリスクについて
- (イ)リスク管理体制の基礎として、リスク管理規程を定め、個々のリスクについての管理責任者を決定し、同規程に従ったリスク管理体制を構築しております。
- (ウ)不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士等を含む外部アドバイザーチームを組織し迅速な対応を行い、損害の拡大を防止し、これを最小限に止める体制を整えております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (ア)取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催しております。
- (イ)経営計画のマネジメントについては、経営理念を機軸に毎年策定される年度計画及び中期3ヶ年経営計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成のために活動することとしております。また、経営目標が当初の予定通りに進捗しているか業績報告を通じ定期的に検査を行っております。
- (ウ)職務執行のマネジメントについては、取締役会規程により定められている事項及びその付議基準に該当する事項すべてについて取締役会に付議することを遵守しております。その際には経営判断の原則に基づき、事前に議題に関する十分な資料が全役員に配付される体制を整えております。
- (エ)取締役の業務執行権を企業規模ならびに組織の拡大に応じて委譲することを目的として執行役員制度を導入し、特定の部門を所管する執行役員に対し取締役が有する業務執行権と同等の権限を与えるものとしております。また、当該執行役員の職務の執行状況について、適宜、取締役会への報告を求めるものとしております。
- (オ)日常の職務執行に際しては、職務権限規程、職務分掌規程等に基づき権限の委譲が行われ、各レベルの責任者が意思決定ルールに則り職務を執行しております。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (ア)当社は、子会社及び関連会社(以下「関係会社」という)に対する管理の適正化を図り、関係会社の指導・育成を促進し企業集団としての経営効率の向上に資することを目的として、関係会社管理規程を制定しております。
- (イ)当社は、関係会社を含めた企業集団の業務の適正を確保するための体制として、関連会社戦略室を置き、関係会社の業務の適正化及びリスク管理体制の確立を図っております。
- (ウ)関連会社戦略室は、関係会社の取締役等に対して事業に関する報告を定期的に求めるとともに、当社及び関係会社間での情報の共有化を図っております。また、関係会社の取締役等が効率的な職務執行及びコンプライアンス体制の構築ができるよう、必要に応じて指導・助言を行っております。
- (エ)関連会社戦略室は、関係会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び社内規程等に違反またはその懸念が発生あるいは発覚した場合、ならびに関係会社に損失の危険の発生を把握した場合には、直ちに当社の取締役会、監査役及び担当部署に当該事項が報告される体制を構築しております。
- (オ)監査役ならびに内部監査室は、定期または臨時に関係会社の管理体制及び業務の適正確保について監査しております。

6. 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、「内部統制マニュアル」を整備するとともに、一般に公正・妥当と認められる会計基準に準拠して財務報告に係る内部統制を整備・運用し、その有効性を適正に評価しております。

7. 反社会的勢力排除に向けた体制

(ア)当社は、「企業行動憲章」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対する行動指針を定めるとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で挑み、業界団体や警察、顧問弁護士等との連携を強化することにより、情報共有を行い、その排除に取り組んでおります。

(イ)反社会的勢力対応規程ならびにコンプライアンス規程に基づき、反社会的勢力に対する利益供与を禁じ、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することとしております。

8. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびに当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(ア)監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、特別な理由がある場合を除き、当社の使用人から監査役補助者を任命することとしております。

(イ)監査役補助者は監査役の指揮命令の下に職務を遂行することとしております。また、監査役補助者の評価は監査役が行い、監査役補助者の任命、解任、人事異動等については、監査役会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保しております。

9. 当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制及び監査役が実効的に行われることを確保するための体制

(ア)当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等は、当社の業務または業績に影響を与える重要な事項について直接または内部通報システムを用いて間接的に監査役に報告しております。前記に関わらず、監査役はいつでも必要に応じて当社の取締役及び使用人ならびに関係会社の取締役、監査役及び使用人等に対して報告を求めることができることとしております。

(イ)内部通報システムの適切な運用を維持することにより、法令違反その他のコンプライアンス上の問題について監査役への適切な報告体制を確保しております。

(ウ)前各号の報告をしたことを理由に、当該報告者が不利な取扱を受けないものとしております。

(エ)監査役は、重要な意思決定のプロセスや取締役の職務執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、内部監査室及び会計監査人と緊密な連携を保ちながら監査の実効性を確保しております。

10. 監査役がその職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払または償還等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要なでないと認められる場合を除き、速やかに当該費用等の処理をすることとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「企業行動憲章」に、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対する行動指針を定めるとともに、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で挑み、業界団体や警察、顧問弁護士等との連携を強化することにより、情報共有を行い、その排除に取り組んでおります。また、反社会的勢力対応規程ならびにコンプライアンス規程に基づき、反社会的勢力に対する利益供与を禁じ、反社会的勢力とは一切の関係を遮断することとしております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

現時点で、当社は買収防衛策を導入していません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項 更新

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりであります。

1. 会社情報の適時開示に係る基本方針

当社は、金融商品取引法及び株式会社東京証券取引所の定める規則等に則り、投資判断に影響を与える会社情報が発生した場合には、適時、適正かつ公平な情報開示を行うよう努めております。また、適時開示の基準に該当しない情報についても、投資判断に影響を与えると判断した場合には、積極的に開示するよう努めております。開示情報については、TDnetによる開示のほか、当社ホームページに公開することで、広く投資家の皆様に当該情報が浸透するよう努めております。

2. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社では、法令遵守ならびに金融商品市場における信用確保、会社情報の取扱いに関する権限と責任の明確化等を目的として、情報開示に関する規程を制定し、適時、適正かつ公平な情報開示に努めております。

また、投資判断に影響を与える会社情報等については、経営企画室が一元管理するとともに、情報開示の要否ならびに開示内容・方法を検討した上で経営企画部門担当役員に報告される体制を構築しております。なお、開示書類については、社内関係部門をはじめ必要に応じて主幹事証券会社、監査法人、弁護士等への確認を行った上で作成しております。

3. 決定事実の開示

重要な決定事実については、取締役会の決議に基づき、情報開示を行っております。経営企画部門担当役員は、決議事項のうち開示対象となる重要事実について、当該取締役会終了後、遅滞なく情報開示を行っております。

4. 発生事実の開示

重要な発生事実については、各部門長から経営企画室責任者へ報告を行い、経営企画室において情報開示の要否ならびに開示内容・方法を検討した上で経営企画部門担当役員に報告されております。

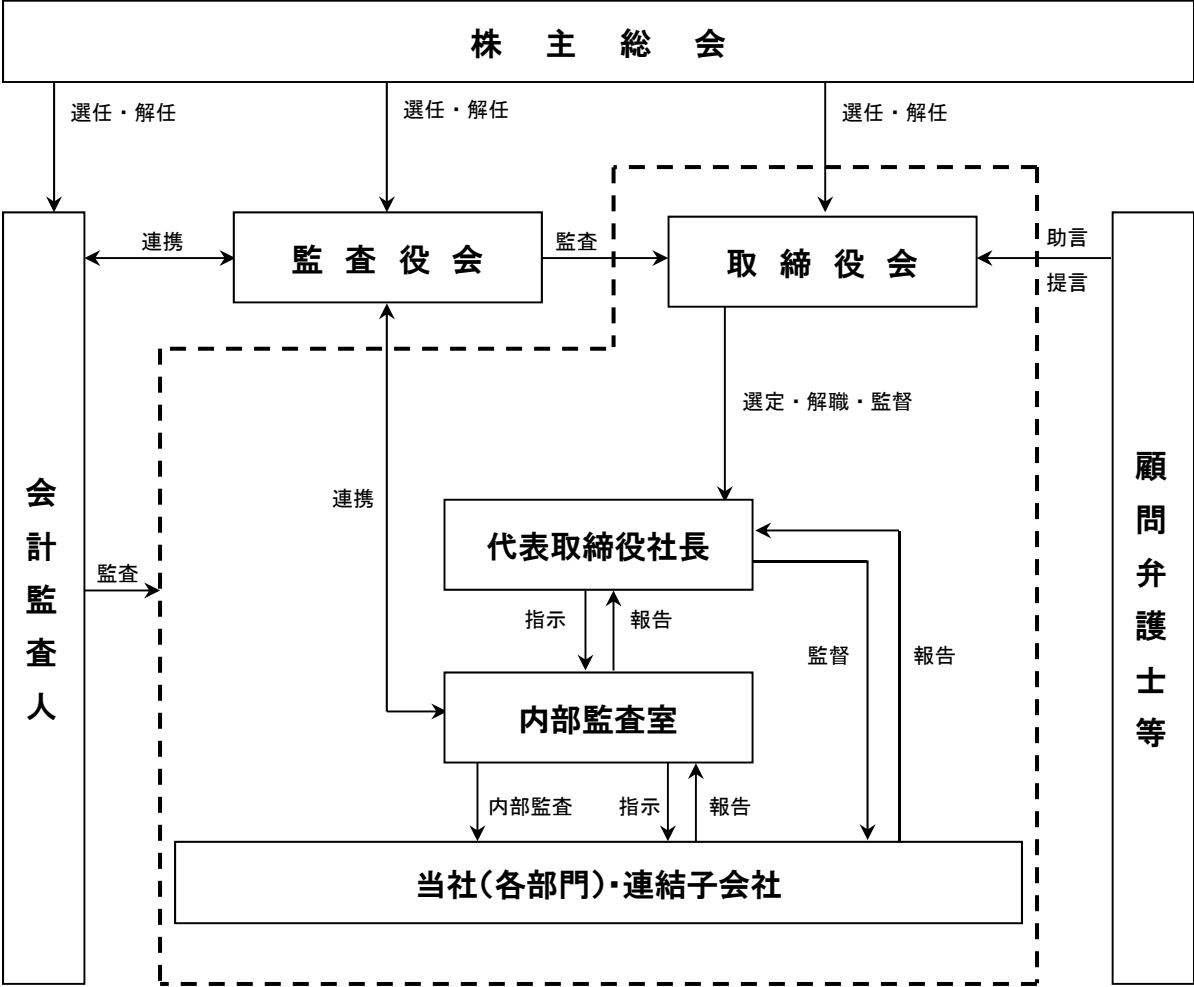
経営企画部門担当役員は、経営企画室より報告された内容が、重要事実等に該当するか否かを判断し、取締役会あるいは代表取締役社長の決裁を得て、遅滞なく情報開示を行っております。

5. 決算情報の開示

決算に関する情報ならびに業績予想については、取締役会の決議に基づき、情報開示を行っております。経営企画部門担当役員は、当該情報について、取締役会終了後、遅滞なく情報開示を行っております。

6. インサイダー取引防止について

当社では、「インサイダー取引規程」を制定し、当社役職員による内部者取引を未然に防止するよう努めております。



適時開示に係る社内体制の概略図

